

令和7年第23回

美幌町農業委員会総会議事録

令和7年2月25日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和7年2月25日(火) 午後1時30分から午後1時50分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

1番	中川誓子君	農地部会長	3番	梅津幸一君
4番	佃徹君		5番	佐藤章平君
6番	木村勝彦君		8番	鳥井隆君
9番	小泉豊和君	農地副部会長	10番	武田透君
11番	田村秀司君		12番	川原英和君
13番	安藤良司君		14番	鎌仲照幸君
15番	高崎利彦君	振興副部会長	16番	山岸洋文君
17番	酒井祐二君	振興部会長	18番	小林寿美君
職務代理	19番 日並洋志君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(5人)

事務局長	以頭隆志君	主査	山内慶治君
主事	加賀屋敦君	主事補	石澤美咲君
臨時筆生	寺田裕子君		

## 議 事 日 程

令和7年第23回 美幌町農業委員会総会  
令和7年2月25日 午後1時30分開会

日 程 第 1		議事録署名委員及び総会書記の指名について
日 程 第 2		諸般の報告について
日 程 第 3		会期の決定について
日 程 第 4		会務報告について
日 程 第 5	報告第46号	第7回 農地部会会議結果報告について
日 程 第 6	報告第47号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
日 程 第 7	報告第48号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の失効について
日 程 第 8	議案第87号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日 程 第 9	議案第88号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
日 程 第10	議案第89号	農地法第4条の規定による許可申請について
日 程 第11	協議第15号	美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和7年第23回美幌町農業委員会総会を開会いたします。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長をお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名いたします。議事録署名委員は議席番号11番 田村委員、同じく議席番号12番 川原委員を指名いたします。なお、本日の総会書記には事務局職員の山内主査、加賀屋主事、石澤主事補を指名いたします。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告3件、議案3件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号7番 中村委員、同じく議席番号2番 坂本委員、本日欠席の旨、届出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定をいたします。
議 長	日程第4、会務報告については議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。何かご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定をいたします。
議 長	日程第5、報告第46号「第7回 農地部会会議結果報告について」を議題といたします。部会長の報告をお願いします。
農地部会長	第7回 農地部会会議結果報告書。農地部会の会議結果について、美幌町農業委員会部会等設置規定第11条第1項の規定により、下記のとおり報告する。令和7年1月27日。美幌町農業委員会 農地部会長 梅津幸一。美幌町農業委員会 会長 千葉正美様。記 1、案件 (1)美幌町の賃貸料情報について。2、開催日時 令和7年1月27日 月曜日 午後2時05分から午後2時10分。3、開催場所 議会第1・第2説明員控室。4、出席者 わたくし他8名、事務局：以頭事務局長、山内主査、石澤主事補。5、会議結果につきましては事務局よりお願いいたします。
事 務 局	会議結果についてご報告いたします。議案4ページをご覧ください。(1)「美幌町の賃貸料情報について」農地法第52条では農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及

び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとするされており、毎年1回公表しています。今回は令和6年1月1日から12月31日までの賃貸料情報について、別表のとおり公表してよろしいか農地部会にて諮り、承認されており、別表については参考資料の1ページをお開き願います。

表題は美幌町の賃貸料情報となっており、美幌町で実際に契約された農地賃貸料(10a=1反当り)でございます。公表しますのは参考資料の1ページに掲載してあります表でございます。表の見方ですが左端に「田」と「畑」の2段書きで各地区を掲載しております。そのすぐ右横には「平均額」を掲載しております。さらにその横、表の中央には「最高額」、一番右に「最低額」を掲載し、過去3年間分の情報を掲載しております。一番下の※印になります。「集計に当たっては調整前の平均値の170%以上と30%以下の賃料は除外しています」という意味はその地区の平均的な相場に比べ極端に高い金額と安い金額は適正な目安となる金額を町民の皆様に情報提供する意味において、その妨げとなることから除外してありますという意味でございます。議案4ページにお戻りください。集計しているデータは農用地利用集積による賃貸借の賃料、農地法第3条による賃貸借のうち、個人が法人に貸付している場合の賃料は除外しています。これは個人間の賃料は土地の所在地区の状況により出し手と受け手の両方で協議して決めるのが一般的であります、個人が法人に貸付している場合は両方で協議するというよりは個人側で決めている場合がほとんどで参考にならないため、そのデータは除外してあります。なお、この公表する賃貸料はあくまで町民の皆様に参考、目安にしてもらうためのもので農業委員会がこうしてくださいと指定する金額ではないことを補足させていただきます。また、本総会でご承認いただきましたら町のホームページで公表いたします。以上、ご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、報告第46号「第7回 農地部会会議結果報告について」は承認することに決定をいたします。

議長

日程第6、報告第47号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。

事務局

今月の農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人からの定期報告につきましては議案6ページの1法人でございます。

**【議案に基づき説明】**

以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告いたします。よろしく願いいたします。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、報告第47号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定をいたします。

議長

日程第7、報告第48号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の失効について」を議題といたします。  
内容番号1号。

事務局	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の失効についてご報告いたします。議案7ページをご覧ください。本件は令和6年11月26日に公告いたしました売買案件でございますが、対価の支払い期限までに対価の全部が支払われなかったため、農用地利用集積計画に基づく法関係が失効いたしましたので報告いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号1号は適当と認めます。 報告第48号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の失効について」は承認することに決定をいたします。</p>
議長	<p>日程第8、議案第87号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 内容番号36号。</p>
事務局	<p>内容番号36号についてご説明いたします。本件は農地法第3条で賃貸していた農地について、賃貸人が他者に売買するため、合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇、面積は〇〇㎡、契約期間は令和4年1月25日から令和9年1月24日までの5年間、合意解約年月日は令和7年1月22日、土地引渡日は令和7年1月22日でございます。以上、本件は合意解約日と土地引渡日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号36号は適当と認めます。 議案第87号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定をいたします。</p>
議長	<p>日程第9、議案第88号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 内容番号147号。</p>
事務局	<p>今月の案件は全3件で内容につきましては売買が1件、農業公社の買入が1件、農業公社からの一時貸付が1件となっております。 それでは内容番号147号についてご説明いたします。参考資料は3ページをご覧ください。本件は先の議案第48号 内容番号1号でご説明した農地で再度、農用地利用集積計画を締結したものでございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和7年2月26日、代金の支払期限は令和7年3月31日、利用調整日は令和7年2月7日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。</p>
4番	<p>内容番号147号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は〇〇さ</p>

んが貸付していた農地を処分するため、〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族3人で乳牛を飼育されるほか、甜菜、牧草、デントコーンを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長           ご異議ございませんか。

                  （「異議なし」の声）

議 長           ご異議なしと認め、内容番号147号は適当と認めます。  
                  内容番号148号。

事 務 局        内容番号148号についてご説明いたします。参考資料は4ページをご覧ください。本件は先の議案第87号 内容番号36号で合意解約した農地で農業公社の買入案件でございます。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和7年2月26日、代金の支払期限は令和7年4月11日、利用調整日は令和7年2月4日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。そのほかの内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

4 番            内容番号148号につきましては只今、事務局の説明のとおりです。この案件は〇〇さんが貸付していた農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地は〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしく申し上げます。

議 長           ご異議ございませんか。

                  （「異議なし」の声）

議 長           ご異議なしと認め、内容番号148号は適当と認めます。  
                  内容番号149号。

事 務 局        内容番号149号についてご説明いたします。参考資料は5ページをご覧ください。本件は農業公社からの一時貸付案件です。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和7年2月26日から令和11年12月22日までの5年間、利用調整日は令和7年2月5日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願いいたします。

6 番            内容番号149号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は12月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で小麦、小豆、菜豆、人参、キャベツを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長           ご異議ございませんか。

                  （「異議なし」の声）

議 長           ご異議なしと認め、内容番号149号は適当と認めます。  
                  議案第88号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。

議 長	<p>日程第10、議案第89号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>内容番号16号。</p>
事 務 局	<p>内容番号16号についてご説明いたします。参考資料7ページをご覧ください。本件は農家住宅建築のため農地法第4条による農地転用を行うものでございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇内他計〇筆、面積は合計〇〇㎡、農地区分は都市計画区域外の第2種農地でございます。転用目的は農家住宅建築、計画の概要は住宅面積が〇〇㎡、通路等〇〇㎡、工事期間は許可日から令和8年3月末日となっております。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願いいたします。</p>
10 番	<p>内容番号16号につきましては只今、事務局説明のとおりです。この案件は既存住宅が手狭になっているため、後継者住宅を新築するものです。申請地はほかの農地への影響が少ない場所を選定しており、現地の状況からみてやむを得ないものであると2月10日、小林委員とわたくしで確認しておりますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
事 務 局	<p>ご異議なしと認め、内容番号16号は適当と認めます。</p> <p>議案第89号「農地法第4条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定をいたします。</p>
議 長	<p>日程第11、協議第15号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」を議題といたします。</p>
事 務 局	<p>協議第15号についてご説明いたします。本件は2月10日付で美幌町長から町が定める「美幌町農業振興地域整備計画」において、同計画の変更を行うため意見を求められたもので農用地区域からの除外が1件でございます。それでは除外の内容番号8号についてご説明いたします。参考資料は7ページをご覧ください。本件は先の議案第89号 農地法第4条許可申請の内容番号16号でご審議いただいた案件でございます。申請者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇内他計〇筆、面積は合計〇〇㎡で、申請理由は農家住宅建築のためでございます。今後の予定ですが、本総会後に町に意見書を提出します。町は北海道に通達後、回答を得て決定告示される予定であります。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、協議第15号「美幌町農業振興地域整備計画変更に係る協議について」は適当と認めることに決定をいたします。</p>
議 長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。</p> <p>これをもちまして第23回美幌町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。</p>

閉会 午後1時50分

令和7年2月25日開催の第23回 美幌町農業委員会総会議事録については、その事実と相違ないことを認め、美幌町農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により署名する。

議 長

署名委員

署名委員